

令和6年度第2回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和6年5月24日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和6年5月24日(金) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	×	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	×				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明 (北部)	○	16. 渡邊 由美子 (西部)	○	17. 堀田 啓 (南部)	○		

計 15 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 高味 俊夫

主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

議案第3号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 1件

(2) 報告案件について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 3件

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 13件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

本日もお日柄よく、木々をわたる風にも、そこはかとなく初夏の気配を感じられるころとなりました。委員のみなさまには、熱中症等の体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和6年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。本日は2番の酒井委員と14番の木村委員より事前に欠席の連絡がありました。出席者は12名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は3番丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員 4番 横井 満之（よこい みつゆき）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第3号】 農地法第5条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、番号R6-3をご覧ください。

申請地は、___番地、登記・現況共に畑で面積は___㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は、令和4年に結婚し、現在は___市内のアパートで居住しています。今後、家族が増えること等を考え、住宅建築の考えに至りましたが、申請者には自己所有地がありません。そのため、本家のある母親との同居も考えましたが、同居をするとすると手狭なため、断念しました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（a）住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は木村委員になりますが、欠席のため事務局が確認を行っており、問題ないとのこと。

何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【報告第3号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出3件及び【報告第4号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出13件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案書2ページ報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出3件を説明します。

申請番号 R6-3、___番地、登記現況共に畑で、面積が___㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

届出がない段階で工事が先に始まっており、本人に確認したら届出を失念していたとのことで今回届出に至った件です。

事務局 申請番号 R6-4、___番地、___番地及び___番地、全て登記田現況宅地で、3筆合計の面積が___㎡です。

こちら、鈴木正委員の案件となります。

鈴木正委員 今回の案件に関しては、私を知る限り30年以上前から建てており、建替えのための届出だと思いましたが、今更であり問題ないか以前のことだと思います。事務局でも指導してほしいとお願いしたいです。

会長 建替えなのですか。

鈴木正委員 建っているのに届出が出たのはなぜかと思い、事務局に確認したら、そう聞きました。

事務局 ありがとうございます。

申請番号 R6-5、___番地、登記畑現況雑種地、面積が___㎡です。

こちら、横井委員の案件となります。

横井委員 問題ありません。

事務局 では、3ページをご覧ください。報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。

申請番号 R6-5、___番地及び___番地、登記田現況宅地で、2筆合計の面積が___㎡です。春日新橋西土地地区画整理事業地内の案件になります。

こちら、鈴木朝明推進委員の案件となります。

鈴木推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-6、____番地、登記現況共に畑で、面積が____m²です。
こちら、水野会長の案件となります。

会長 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-7、____番地、登記現況共に畑で、面積が____m²です。
こちら、横井委員の案件となります。

横井委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-8、____番地、登記畑現況雑種地で、面積が____m²です。春日
新橋西土地区画整理事業地内の案件になります。
こちら、鈴木朝明推進委員の案件となります。

鈴木推進委員 問題ありません。

区画整理地内という元々住宅地としての場所なので、問題はありませ
ん。

事務局 4ページをご覧ください。申請番号 R6-9、____番地、登記畑現況雑種地で、
面積が____m²です。始末書を添付しています。
こちら、三宅委員の案件となります。

三宅委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-10、____番地、登記畑現況雑種地で、面積が____m²です。始
末書を添付しています。
こちら、三宅委員の案件となります。

三宅委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-11、____番地及び____番地、2筆とも登記現況共に畑、2筆合
計の面積が____m²です。
こちら、石塚委員の案件となります。

石塚委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-12、____番地、登記現況共に畑、面積が____m²です。
こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀田推進委員 問題ありません。

事務局 5ページをご覧ください。申請番号 R6-13、____番地、登記現況共に畑、面
積が____m²です。
こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-14、____番地、____番地、____番地及び____番地、4筆とも登記畑現況雑種地で、4筆の合計面積が____㎡です。

こちら、岩田委員の案件となります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-15、____番地及び____番地、2筆とも登記畑現況宅地で、2筆の合計面積が____㎡です。

こちら、岩田委員の案件となります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 6ページをご覧ください。申請番号 R6-16、____番地及び____番地、登記現況共に田、2筆の合計面積が____㎡です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡邊推進委員 現況を確認したところ、かなり荒れていましたが、駐車場に転用されるということで周りに田んぼもなく、問題ありません。

事務局 申請番号 R6-17、____番地、登記現況共に畑、面積が____㎡です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡邊推進委員 1メートル間隔で高い梅の木があったのですが、荒れ放題になっており、隣の畑の人が困っていました。先月出た案件と一緒にして住宅地にするとのことで、しっかり管理していただければと思います。

ここは道がなく他人の畑を通る必要があります。道路を作ろうと地主仲間で道路を計画し土木課へ話していると思いますが心配です。

会長 私有地の中に道路を作って、出入りできるよう改良しているのですね。

渡邊推進委員 はい、地主仲間で10年以上前からやっていますけど、すごく苦勞してやっています。

伊藤委員 私道にして家が建つようにしたのですね。

会長 そうですね。

鈴木推進委員 そうゆう場合土木課から産業課へ連絡はあるのですか。

会長 ないと思います。土木課経由で道路を作る組合とかと協力して作るという話はできるかもしれないが、事前に相談されるということはないと思います。私有地なので。

渡邊推進委員 長いことかかり道路にしてもらいましたが、まだしっかりと形にはなっておらず、人は通れるが、車はなんとか通れるか程度です。

伊藤委員 市道認定をしてもらおうか。

会長 道路に課税されている状態なので市道にもらうのがいいです。

渡邊推進委員 主人がしてもらったと言っていましたが、まだ道路ができていないです。

会長 まず、道路が先ですね。地主が変わったため上手くいくと思います。大丈夫だと思います。

事務局 ありがとうございます。
以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。

伊藤委員 5条の申請番号 R6-5 ですが、経緯書の内容はどんなものでしょうか。

事務局 内容は、令和4年8月29日に宅地造成を目的に農地法第5条届出のうえ所有権を取得し、今般住宅用地として売却するため再度農地転用届出を提出するというものです。

鈴木推進委員 業者が買うときと売りに出すとき、2回転用の届出が必要なのですか。

伊藤委員 そうですね。
業者が買ったタイミングで宅地に地目変更をしていればいいですが、業者は地目の登記変更を基本的にしないです。再度農地で売るので改めて農地転用をしてもうことになります。

事務局 伊藤委員ありがとうございます。全くおっしゃるとおりになります。

鈴木推進委員 農業委員会には一度かかっているということですね。

伊藤委員 かかっています。

事務局 最初の農地転用の時点で地目も全て変更されていれば、問題はないのですが、購入された業者が地目変更しないまま所有権だけ動かして、その後地目を変更しようとするともう一度届出が必要となります。

鈴木推進委員 家を建てるため買った個人が地目は畑でも雑種地でもいいという人であれば、出さなくてもいいのですか。

会長 家を建てるのであれば、出す必要があります。建築許可がおりませんので。

事務局 不動産登記法上、土地利用目的の地目に変更しなければいけないので、畑のまま住宅を建てるようなことは問題があります。地目を宅地へ変更することが必要です。そのため、再転用の届出をしていただく形になります。

鈴木推進委員 わかりました。

会長 その他に何かありますか。それでは、その他について事務局から何かあればお願いします。

事務局 清須市のホームページに令和6年度の水田の配水スケジュールを載せましたので、報告します。本年度に入ってから、営農している方などから宮田用水等の配水スケジュールを教えてほしいという問い合わせがありました。詳しく聞かせていただくと、市外に居住されている方からの問い合わせがあるとわかりましたので、事務局で把握している配水スケジュールを清須市のホームページで確認できるようにさせていただきました。

事務局からは以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和6年6月25日、火曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館3階第1会議室（本日とは別の部屋）にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。

以上で令和6年度第2回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時35分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています